

[論説] 1099年承德(康和)南海地震は実在せず, 1096年嘉保(永長)地震が「南海トラフ全域破壊型」だった可能性 —土佐地震記事を含む『兼仲卿記』紙背の官宣旨案の考察—

石橋 克彦*

Possibility that the 1099 Jotoku (Kowa) Nankai Earthquake is Unreal and the 1096 Kaho (Eicho) Earthquake Was an “Entire-Nankai Trough” Earthquake: Examination of *Kansenji-an*, a Historical Document Describing an Earthquake in Shikoku

Katsuhiko ISHIBASHI

2-28-26 Yokowo, Suma-ku, Kobe, 654-0131 Japan

There are nine series of historical Tokai and Nankai earthquakes, great interplate events along the Nankai trough off southwest Japan. Concerning the series in the late 11th century it has been widely believed that the 1096 Kaho Tokai earthquake occurred first and the 1099 Jotoku Nankai event followed. The Jotoku earthquake, however, has no evidence of a great interplate event except for an inferred coseismic crustal subsidence in *Tosa*, a province in the southern part of Shikoku, while the Kaho earthquake has various evidence for a great event; earthquake damages in and around Kyoto, ground failure and large tsunamis in the Tokai district. I examined the only historical document (*Kansenji-an*, a duplicate of imperial edict, issued to the administrator of *Tosa*, which has remained on the reverse side of the 1283's diary of *Hirohashi Kanenaka*, a court noble) describing the coseismic crustal change in *Tosa*. I point out that the document was originally written about 80 years after the event and probably duplicated around 100 years later, and that the inferred crustal subsidence in 1099 is unreliable. Moreover, in contrast to the 1096 strong ground motion in Kyoto, which lasted for a very long time suggesting a huge source region, the 1099 earthquake shaking in Kyoto does not seem to be the motion due to a great earthquake. Therefore, I propose a working hypothesis that the 1099 Jotoku event was not a Nankai earthquake and that the 1096 event was an “entire-Nankai trough” earthquake including both the Tokai and Nankai earthquakes.

Keywords: Nankai Trough, Great Interplate Earthquake, 1096 Kaho Earthquake, 1099 Jotoku Earthquake, Historical Material Criticism, *Kansenji-an*.

§ 1. はじめに

歴史上の南海トラフ巨大地震は、9回のシリーズが推定されている[石橋(2014)](図1)。各シリーズの地震発生パターンは同一ではなく、それぞれのパターンを正確に知ることが南海トラフ巨大地震の発生機構を解明するために重要である。

本稿では大まかに、潮岬沖付近を境として、東側の南海トラフ沿いが震源域と推定される地震を「東海地震」、西側の南海トラフ沿いが震源域と推定される地震を「南海地震」と呼ぶが、1707年宝永地震は(1~2時間の時間分解能で)東海・南海地震が同時に発生したと考えられている(このタイプを「南海トラフ全域破壊型」と仮称する)。石橋(2014)によれば、684年白鳳地震と887年仁和地震も同じタイプだった可能性が高い。これにたいして1854年嘉永(安政)、1944/46年昭和のシリーズは、明らか

に東海地震が先に発生し、30時間~2年の時間差で南海地震が続発した。石橋(1998, 2002, 2014)は、1361年康安のシリーズも東海・南海地震続発パターン(時間差は2日)と考えている。

1096/99年嘉保・承德(永長・康和)のシリーズも、東海・南海地震続発パターンだと広く考えられており、筆者もその見方を踏襲してきた[石橋(1999, 2002, 2014); Ishibashi (2004)]。だが、1099年承德(康和)地震を南海地震とみなすことについては史料地震学的に問題があり、1099年の南海地震が実在しないで1096年嘉保(永長)地震が南海トラフ全域破壊型だった可能性を排除できない。本稿ではこのことを論ずる。

なお、従来、改元年の地震は新年号を用いて、1096年永長地震、1099年康和地震と呼ばれることが多く、筆者も混乱を避けるためにそうしていた[石

* 〒654-0131 神戸市須磨区横尾 2-28-26
電子メール: ishi@kobe-u.ac.jp

橋(1999, 2002, 2014); Ishibashi (2004)]. しかし、地震発生時の年号を使うほうが合理的で、歴史研究者はそうしているので[例えば、山本・萩原(1995); 矢田(2009)], 今後は1096年嘉保地震、1099年承德地震と呼ぶことにしたい。また保立(2012)が、過去の地震の略称に元号を冠するのは適当ではないと主張していて傾聴に値するが、本稿では元号を冠する習慣を踏襲する(これに関しては石橋(2016)を参照)。

§ 2. 従来の通説

2.1 1096年嘉保地震

嘉保三年(十二月十七日に永長と改元)十一月廿四日辰刻(ユリウス暦1096年12月11日, 8時頃)に発生した嘉保地震は、京都で大内裏の応天門や大極殿の小損, あちこちの塔や仏像の破損を生じた。また、琵琶湖南端付近の勢多橋が破壊し、奈良でも東大寺・興福寺・薬師寺で小破損があった。阿乃津(現在の三重県津市)や駿河国ほかを大津波が襲い、木曾三川河口低地が崩壊・海没した。さらに、この地震によると思われる津波堆積物が志摩半島東端の志島低地と遠州灘沿岸の元島遺跡で見つかり、駿河湾北岸の浮島ヶ原で11世紀の湿地水位の急上昇が検出されている[以上、石橋(2014); 地名は図2参照]。

これらのことから、この地震は東海巨大地震だったと考えられている。宇佐美・他(2013)は、震央地名(「震災の最も強かった地方名, あるいは震央のある洋上名」と定義)を「畿内・東海道」, 震央とマグニチュードを「 $\lambda = 137 \sim 138^\circ \text{E}$ $\phi = 33.75 \sim 34.25^\circ \text{N}$ $M = 8.0 \sim 8.5$ 」としている(ただし、石橋(2014)が述べているように、古い巨大地震の震央の経緯度は意味がない)。

2.2 1099年承德地震

承德三年(八月廿八日に康和と改元)正月廿四日卯刻(1099年2月16日, 6時頃)に発生した承德地震は、奈良の興福寺で廻廊・大門などの顛倒, 西金堂の柱の小損, 塔の破損を生じた。大坂の天王寺でも廻廊と樹木が倒れた。京都では強い揺れを感じたが、被害はなかったらしい。確かな記録はそれだけである。

この地震は、かつては奈良付近を震央とする中地震と考えられていた。しかし神田(1968)が、『兼仲卿記』の紙背(日記の裏)の「<前略>康和二年正月□四日地震之刻国内作田千余町皆以成海底畢

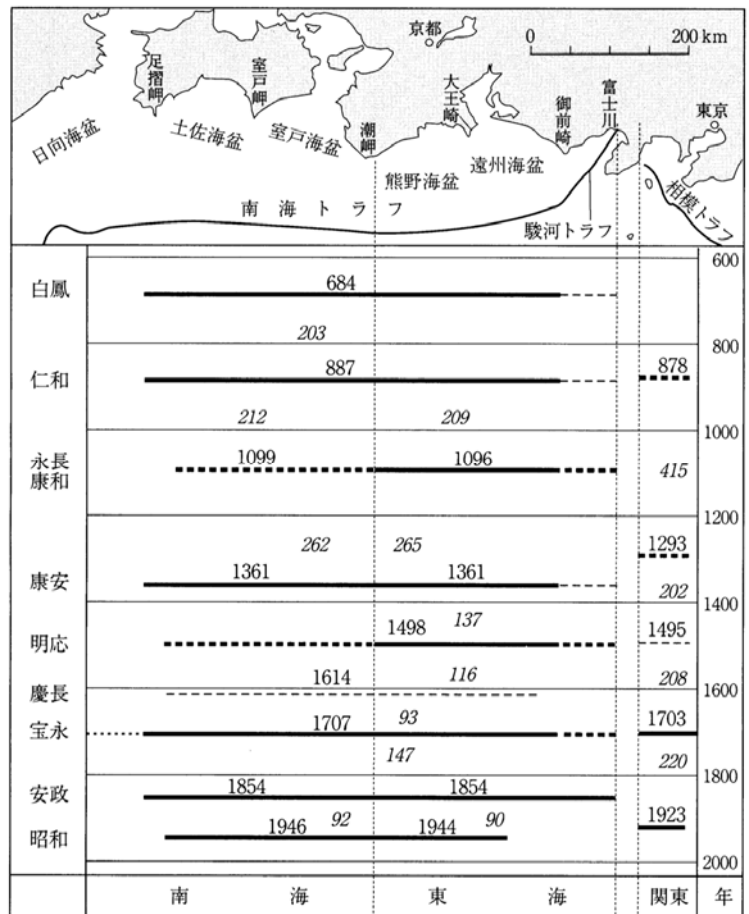


図1 歴史上の東海・南海地震の時空間分布(関東地震も含む)。震源域のトラフ走向方向への広がりを実線で示す。太実線は確実, 太破線は可能性が高い, 細破線は可能性はある, 点線は学説がある, を表す。立体数字は発生年, 斜体数字は発生間隔[石橋(2014)の図2-22]。

Fig. 1. Space-time distribution of great interplate earthquakes along the Suruga-Nankai and Sagami troughs (after Ishibashi (2014)). Roman and italic numerals indicate earthquake occurrence years and time intervals between two successive events, respectively. Thick solid, thick broken, thin broken, and thin dotted lines represent certain, probable, possible, and proposed (by researchers) rupture zones, respectively.

社領□江御庄依近海浜又以同前<後略>(□は欠字)という土佐の地震記事を紹介して以来、「康和二年正月□四日」は康和元年正月廿四日の誤記、「□江御庄」は高知市の潮江<ウシオエ>とみなし(<前略>の部分に「土左国潮江庄」とある), 1707・1854・1946年の南海地震と同様な高知平野の地震時沈降が生じたと判断して、本地震を南海巨大地震と考えるようになった。宇佐美・他(2013)は、震央地名を「南海道・畿内」, 震央とマグニチュードを「 $\lambda = 135 \sim 136^\circ \text{E}$ $\phi = 32.5 \sim 33.5^\circ \text{N}$ $M = 8.0 \sim 8.3$ 」としている。

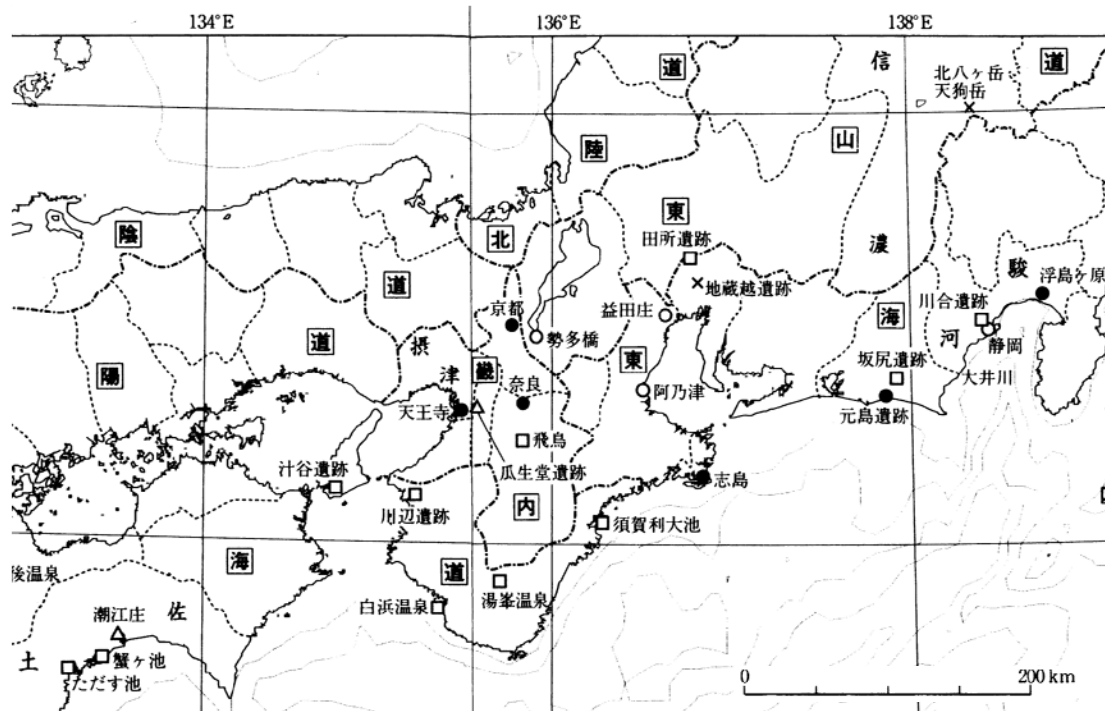


図2 古代の南海トラフ巨大地震に関係する地名。●の一部と○が1096年嘉保地震関係、●の一部と△が1099年承德地震関係。石橋(2014)の図1-14(部分)による。

Fig. 2. Place names related to the ancient great Nankai trough earthquakes. Open circles are for the 1096 Kaho (Eicho) earthquake and open triangles are for the 1099 Jotoku (Kowa) earthquake, while solid circles are for four earthquakes including the 1096 and 1099 ones (after Ishibashi (2014)).

§ 3. 問題点

筆者は、承德地震を南海地震とみなすことについての問題点をいくつか指摘したが、通説を否定するまでには至らず、いちおう南海巨大地震としておとした[石橋(1999, 2002, 2014)]. しかし、鍵を握る土佐の地震記事に新たな疑問が生じたので、まず従来の問題点を簡単に再論しておく。

3.1 1096年嘉保地震の強震動

1096年の地震に関しては、問題点というわけではないが、京都での強い揺れが非常に長く、かつ複数のパルス的な強震動があったという記録[石橋(1999)]にあらためて注目したい。

『後二条師通記』(記主は関白内大臣藤原師通)は「辰時六箇度大地震」「今日地震良久<ヤハヒサン; まことに時間が長かった>」(引用文中の<>は筆者の注; 以下同じ)と書き、『中右記』(記主は右大臣藤原宗忠)は「辰時許<バカリ>地大震、已<スデニ>及一時<2時間ほどに及んだ>」「古今未有如此比」と書いている。これらの記述は、震源域が広大な多重地震だったことを思わせる(「良久」は長周期の揺れが長く続くやや遠方の大地震でよく見られる表現)。

「六箇度大地震」の中には本震直後の大余震も含まれていたかもしれないが、その後も余震と思われるものが京都で感じられ、本震当日「入夜頗又地震」(中右記)、廿五日「辰剋地震」(師通記)、廿七

日「未剋地震」(師通記)、「申後小地震、従一日後、此兩三日時々小地震」(中右記)と記されている。

3.2 1099年承德地震の地震動・余震・災害

1099年の地震を南海巨大地震とみなすことに対しては、決定的な反証とはいえないが、いくつかの疑問点がある。第1に、京都で記録された揺れが巨大地震的ではないこと、第2に、京都の記録からは余震がほとんどなかったと思われること、第3に、史料からは地震津波災害が窺われないこと、である。

第1点に関しては、『後二条師通記』は「廿四日、丁卯、早旦陰、卯時大地震、参内即以退出」と記すだけで、嘉保地震にくらべて素っ気ない。『時範記』(記主は右大弁平時範)も「廿四日、丁卯、天晴、早旦大地震、馳参大内、殿下<師通>令参給、即以出御、下官退出」と記すのみである。堀河天皇は、1096年の地震では閑院御所の殿前の池の小舟に避難したが、1099年にはそのような様子は記録されていない。むしろ、地震当日に予定されていた伊勢公卿勅使を伊勢神宮に送り出す行事が午後大内裏で支障なくおこなわれており(天皇は高陽院の皇居から大内裏に行幸)、1096年のような大内裏の被害もなかったようで、地震動が単発的だったことを思わせる。

第2点に関しては、1096年と違い、地震当時毎日書かれていた『後二条師通記』に承德地震後の

地震記事がまったくみられない。正月廿四日の次の地震記事は三月廿一日である(「戌刻地震三度」、翌廿二日にも「酉刻有音、地震」とある)。『本朝世紀』という平安時代末期成立の歴史書でも、本震の次の地震は二月廿四日まで見当たらない。明らかにやや小規模だった1946年昭和南海地震でさえ、本震後18日間に京都で11個の有感地震があるから(気象庁の震度データベースで検索)、承德地震に関する歴史記録は南海地震説に調和しない。

第3点については、京都の強い揺れと奈良興福寺・大坂天王寺の破損以外には、揺れ・地震動被害・津波に関する情報がまったくない。これは、高知平野で地震時沈降が生じるほどの南海巨大地震だったとしたら、かなり不思議なことである(奈良で地震動被害があったのだから、スロー地震的だったはずはない)。それどころか、石橋(1999)が詳しく述べたように、畿内西部や阿波に被害がなかったように見える。すなわち、『時範記』によれば、因幡守平時範が本震15日後の二月九日に京都を発って任国・因幡に旅しているが、1854年安政南海地震で大きな被害を受けた大阪平野や播磨平野に地震の影響が窺われない(公家が日記を書く主目的が有職故実を習得して子孫に伝えるためだったことには注意すべきだが)。また、前関白藤原師実が二月十三～廿日に京都～高野山を往復しているのも、地震災害がなかったかのようである。さらに、信憑性がやや低い史料だが、『阿波国太龍寺縁起』の記述からは、承德地震は阿波方面に影響を与えず、嘉保地震のほうが顕著だったように見える。

『後二条師通記』には、二月十八日条に「蔵人永

雅<藤原永雅>地震祭請奏<太政官への申請>覧之<内覧した>とあり、十二日、十九日、廿四日、廿九日などの条に「世間不静」という字句が見える。また八月廿八日に康和と改元されたが、その理由は「去春之比地有震動之驚、茲夏之間人遭疾疫之困」(例えば『本朝世紀』八月廿八日条)である。しかし、これらのことをもって南海地震災害が発生し余震も続いていたら判断することはできないだろう。藤原氏の氏寺の興福寺の地震被害は、それだけでも重く受け止められたのではなかろうか。なお保立(2015)は、正月廿四日の地震の直前に祇園社の宝殿が大震動したという記録[石橋(1999)も参照]に注目し、「世間不静」の記録を祇園の地震神としての噂ととらえている。

§ 4. 土佐地震記事の史料価値

以上の疑問点を踏まえると、1099年承德地震が南海巨大地震であつただろうという解釈の唯一の根拠である土佐の地震記事[神田(1968)]を再検討する必要がある。その記事は、前述のように『兼仲卿記』の紙背にある。

4.1 『兼仲卿記』紙背文書の中の官宣旨案

『兼仲卿記』(『勘仲記』の別書名)は、鎌倉時代の中流公家である勘解由小路<カデノコウジ>(広橋)兼仲(1244～1308)の日記で、文永十一年(1274)から正安二年(1300)までにわたる。日本の中世社会の大きな転換期ともいえる13世紀最終四半期の政治・経済・社会・文化を伝える一級史料である[例えば、森(1989)]。自筆原本が大学共同利用

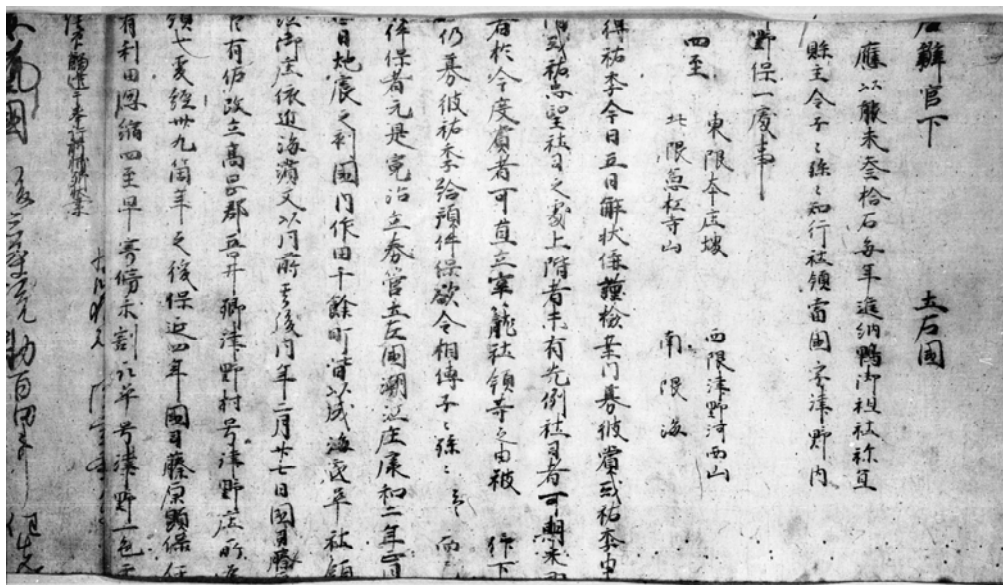


図3 『兼仲卿記 自弘安六年十一月十日十二月廿日』紙背文書のうち、土佐の地震記事を含む官宣旨案(大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館所蔵; なお2016年3月2日現在、同館の「データベースれきはく1」においては、資料名称が『兼仲卿記 自弘安六年十月一日至十一月九日』と誤記されている)

Fig. 3. *Kansenji-an*, a duplicate of imperial edict, issued to the administrator of Tosa Province (present-day Kochi Prefecture in Shikoku) (preserved in the National Museum of Japanese History).

機関法人・人間文化研究機構・国立歴史民俗博物館に所蔵されている。

『勘仲記』の多くの部分は、兼仲が復古とした文書<モンジョ>の裏に書かれている。これらの文書は、日記から見れば「裏」であるので、一般に「裏文書」とか「紙背文書」と呼ばれる。一般に紙背文書は、日記(や書籍など)の記主にとっては復古であったが、それゆえにこそ非選択的に現代に伝えられたわけで[例えば、森(1991a)], 日本史研究において貴重な史料となっている。

さて問題の地震史料は、『勘仲記』の弘安六年十一月十日(1283年11月30日)～十二月二十日(1284年1月9日)の巻の紙背文書の一つである。その写真を図3に、活字にしたものを図4に掲げる。写真から、日記の料紙にするために天地が裁断され(ほぼ1字分程度)、かつ途中で切られていることがわかるだろう(図3の最後の2行半ほどは別の文書)。これを読み下すと以下のようになる(<>内は筆者の注記、片仮名は読み; 読み方が複数ある場合には基本的に佐藤(1997)の一般的解説に従った)。

～・～・～・～・～・～・～・～・～

左弁官下す 土佐国

応<マサ>に能米<ノウマイ>;玄米>三拾石を以て毎年鴨御祖社<カモミオヤシヤ>;京都下賀茂神社>禰宜・県主<ネギアガタマシ>に進納し、子々孫々をして知行せしむべき、社領当国字<アザナ>津野の内の津野保一處の事
四至<四方の境界>, 東は限る本庄塚, 西は限る津野河の西山, 北は限る憲<?>杠寺山, 南は限る海
右, 祐季<スクスエ>の今月<「日」は誤記>五日の解状<ゲジョウ>;上申文書>を得るに称<イハ>く、「謹んで案内<アナイ>を検<カンガ>うるに<手控えを調べてみると、という常套句>, 彼の賞を募り<ツツリ>;理由として>, 或いは祐季上階を申し請ひ, 或いは祐忠社司を望むの処, 上階は未だ先例有らず, 社司は来□を期すべし者<テヘレバ>, この度の賞に於ては, 牢籠の<狼藉>されている>社領等を直し立つべきの由仰せ下され畢<オハ>んぬ。仍<ヨッ>て, 彼の祐季給はり預かる件の保を募り, 子々孫々に相伝せしめんと欲すと云々。而<シカ>るに已<スデ>に□件の保は, 元是れ寛治立券す管土佐国潮江庄, 康和二年正月□四日地震の刻, 国内の作田千余町皆以って海底に成り畢んぬ, 社領の潮<?>江御庄海浜に近きに依り又以って同前

たり。其の後同年二月廿七日, 国司藤原朝臣有佐<アリスケ>高岡郡吾井郷<アイノゴウ>津野村を改め立て, 津野庄と号し, □<社?>領と為す所也。爰<ココ>に卅九箇年を経るの後, 保延四年国司藤原頼保<アキヤス>の任, 利田有り□<号し?>, 忽ち四至を縮め, 早く傍示<ボウジ>;境界を示す標識>を寄せ, 割き取り畢んぬ。号津野一色<于>(後欠)」

～・～・～・～・～・～・～・～・～

この文書は、その様式からみて、明らかに「官宣旨<カンセンジ>」と呼ばれるものである。「官宣旨」とは、中央政府の命を諸国や諸社寺に下達するために弁官(太政官の庶務中枢, 左・右がある)が発布する下文<クダシブミ>を指す[例えば、佐藤(1997)]。様式は、最初に「左(右)弁官下 充名」, 次に「応<マサ>に・・・すべき・・・の事」という事書<コトガキ>;要旨>があり, 続いて本文, 最後に発布年月日と署判, と決まっている[例えば、佐藤(1997)]。

問題の官宣旨は土佐国司に充てたもので、事書から、京都下賀茂神社の土佐の所領である津野保(現在の須崎市吾井郷;「保<ホウ>」は在京領主に納税を課した国衙領内の行政区画)の知行の保全を命じたものだろう(実際は権利を保障された鴨社

<p>注…ワープロ書式の制約上、日本史学の標準的な体裁と以下の点が異なっている。1 傍注が付けられないので、残画や文意から判断できる字には()を付し、判断に疑問の残る字には○内に「カ」を付した。2 返り点と重なる読点や熟語記号「」は、返り点(一)ないし二の横に並ぶべきだが、下にすらし。なお、「および」「は、日記の料紙にするために原文書の天地が断ち切られたことを示す。また、新字体にした文字がある。」</p>	<p>〔左〕辯官下 土左國 應下以(能力)米參拾石一毎年進ニ納鴨御祖社禰宜 縣主ニ令中子々孫々知行上社領當國字津野内 〔津〕野保一處事 四至 東限本庄塚 西限津野河西山 北限(憲カ)杠寺山 南限海 〔右〕得ニ祐季今日五日解状一僞、謹檢ニ案内一、募ニ彼賞一、或祐季申ニ(請カ)〔 □(階カ)一、或祐忠望ニ社司一之處、上階者未レ有ニ先例一、社司者可レ期ニ来□一 〔者〕、於ニ今度賞者、可レ直ニ立牢籠社領等一之由被ニ 仰下ニ 〔畢カ)一、仍、募ニ彼祐季給預件保一、欲レ令レ相ニ傳子々孫々一云々、而(已)一 □(四)件保者、元是寛治立券管土左國潮江庄、康和二年正月(月)一 □(四)日地震之刻、國內作田千餘町皆以成ニ海底一畢、社(領)一 □(江)御庄依レ近ニ海濱一又以同前、其後同年二月廿七日、國司藤(原)一 □(臣)有佐改ニ立高岡郡吾井郷津野村一、号ニ津野庄一、所(為)為ニ □(領)一也、爰經ニ卅九箇年一之後、保延四年國司藤原頼保(任)一、 □(有)利田一、忽縮ニ四至一、早寄ニ傍示一、割取畢、号津野一色<于>一 (後欠)</p>
---	---

図4 図3の官宣旨案の翻字。下村(1972), 山本・萩原(1995), 佐藤(1997), 高橋昌明・保立道久両氏の助言, を参考にした。

Fig. 4. Reprint of Kansenshi-an shown in Fig. 3 by types.

に交付されたい[高橋昌明(私信)]. 本文の冒頭で鴨社の禰宜(上位の神職)・鴨祐季の「解状を得るにいわく」と記して、以下に延々と祐季の訴えを引用(「」を付した)している(一般的な書き方). その引用の途中で切られてしまったと思われる.

祐季の訴えの大略は、「例の恩賞として自分の昇階あるいは子・祐忠の社司補任を望んだが、昇階は前例なく社司は時期尚早で、恩賞としては、狼藉されている社領を再建すべきと仰せ下さった。よって祐季が給与されている件の保<津野保>を子孫に相伝させたい。件の保は、元は寛治年間<後述の下村(1972)によれば寛治四年(1090)>に土佐国潮江庄が鴨社領として立荘されたが、康和二年正月□四日の地震の際に海底となり、同年二月廿七日に国司藤原有佐が高岡郡に津野庄を立てて社<?>領とした。39年後の保延四年<1138>、国司藤原顕保の任期中に、津野保には国司の課税基準の田数が含まれていると言って、四方の境界を狭めて割き取ってしまった。(後欠)」といったことだろう。

一般に古文書には、実際に相手方に送られて所期の働きをした原本(正文<ショウモン>), 文書本来の効力を期待して作られた写し(案文<アンモン>), 文書本来の効力とは無関係に作られた写し(写<ウツシ>), 正文を完成させるための下書(草<ソウ>・草案<ソウアン>・土台<ドダイ>)がある[佐藤(1997)]. 今の場合、正文は権利の証拠として大切に保存されたはずであるし、単なる写とは思えないし、とても草案には見えないから(草案の実例は佐藤(1997)の図版1「僧隆舜申状草案」参照), 案文と考えられる。官宣旨の案文は「官宣旨案」と呼ばれ、下村(1972)も当該文書をそう呼んでいる。なお、やはり「官宣旨案」としている山本・萩原(1995)が、「康和二年」が「康和元年」の誤記ではないかという問題に関連して、「下書であるから清書に至る過程で訂正されることも考えられる」(p.26)「案文であり、清書以前の文書であるから」(p.33)と述べているのは、「案文」と「草案」を混同していて誤りであろう。

4.2 この官宣旨案がなぜ『勘仲記』紙背にあるのか

地震史料としての信頼性を考えるうえで、まず、この官宣旨の正文の発布年月日が非常に重要である。後欠のため直接は不明だが、歴史学でこの史料を初めて検討したと思われる下村(1972)によれば、嘉応元年～元暦元年(1169～1184)の15年間、なかでも寿永元年(1182)ではないかという。根拠は、多くの史料から推定した祐季の鴨社禰宜在職期間と、自らの上階と祐忠の社司を望むきっかけになった「彼の賞」の可能性がある出来事(寿永元年九月十四日の後白河院賀茂社御幸の際の祐季の奉仕)である。この推定発布年代はほぼ妥当であろう(寿永元年より少し後のほうが解状の内容に合う

かもしれないが)。それは、1099年承德地震から70～85年も後であることに注意したい。神田(1968)は「康和の約40年後にかかれたものとみてよいと思う」と述べたが、その見解には賛成できない。

次に、では、なぜ弘安六年(1283)冬になって、約100年も前に発布された官宣旨の案文が兼仲の日記の料紙にされたのだろうか? これについて下村(1972)は、「兼仲が日野一流の中流廷臣であり、日野家が平安後期以降、院評定制に参画した家柄であったところから、兼仲の広橋家に案文として、伝世していたものと考えられる」と書いている。この記述からは、約100年間も広橋家に伝存した官宣旨案が裏紙として使われたかのようである。

しかし一般に、100年も前の裏紙を使うことは考えにくいという[西山昭仁(私信)]. 実際、『勘仲記』裏文書は概して2～4年くらい前の文書を利用している場合が多く(国史大辞典「勘仲記」), 建治・弘安・正応年間(1275-93)の文書を中心としているという[森(1991b); 勘仲記裏文書の会(2009)].

『勘仲記』裏文書は、訴訟関係の文書、院宣、御教書<ミギョウシヨ>, 書状など多様・豊富であるが[勘仲記裏文書の会(2009)], 森(1991b)によれば、それらは典型的な中流文筆系公家で有能な実務官僚であった兼仲自身の職務内容と密接に関わっている。彼は、弘安元年(1278)から撰関家(鷹司兼平家)の家司(ケイシ; 親王家・撰関家などの庶務職員)として、また弘安七年(1284)正月に五位蔵人(クラウド; 朝廷の枢要官僚)に任ぜられてからは王朝の奉行人として、社寺を含む多くの訴訟の窓口を務めるとともに、各種の案件処理や文書の授受に深く関わった。それによって集積された文書がやがて反古として日記の料紙にされたのである。

『勘仲記』裏文書のなかで一番多いのは申状(モウシジョウ; 訴訟の上申文書で訴人<原告>の訴状と論人<被告>の陳状がある)で、全部で151通を拾えるという[森(1991a)]. 森(1991b)は、そのなかで日付のわかるもの81通(建治元年<1275>十二月～正応六年<1293>七月)について、それぞれの真裏の日記の日付と比べて、申状が提出されてから日記の料紙にされるまでの時間を調べた。その結果、弘安四年(1281)以前の約50通と弘安八年(1285)以降の約30通に2大別され、反古となる時間が前者では1年～9年半(3～5年が普通), 後者では3ヵ月～3年(1～2年が普通)であった。なお前者では、兼仲が他人から譲得した反古紙もあるらしい(裏文書のなかには、兼仲と同様に撰関家家司と王朝の奉行人を務めた兄・兼頼<弘安三年二月, 42歳で没>の職務に係わるものがかなりあるという)。

森(1991a)は、「正応五年<1292>三月日讃岐国善通寺衆徒重申状<ジュウシンジョウ>; 2度目, 3度目の訴状[佐藤(1997)]>」を復原した。それは元々、申状本

体と4点の添付書類(副進文書;「具書」と呼ばれた証拠書類で申状中に目録がある)から成っていたが、『勘仲記』紙背に残っているのは、申状の前部と後部(中間の1紙ほどが欠)、2点の具書の残存分の合計4紙だけであり、しかも勘仲記の三つの卷子に分散しているという。具書は4点とも案文で、申状の副進目録によれば欠失した1点は宣旨案である(『善通寺市史』所収の官宣旨がまさにこれに該当するという)。一般に訴陳状では、しばしば、多数の証拠文書の案文が延々と貼り継がれて(「具書案」といった)提出された[佐藤(1997)]。

以上に述べたことを踏まえると、問題の官宣旨案も、約100年前のものではなくて、兼頼・兼仲時代の何らかの訴訟の具書案の一部として改めて作られた案文ではないかという疑いが浮上する。その場合、鴨社が絡む訴訟が想定されるが、兼仲は王朝の賀茂社担当奉行を兼帯していた[藤原(1985)]。ただし、それは兼仲が王朝政務に参画するようになった弘安七年正月以降だろうから、弘安六年冬の日記に用いた反古紙は、兄などから入手したか、撰関家の法廷で扱った訴訟のものかと推測される。

『勘仲記』裏文書のかなりは『鎌倉遺文』(竹内理三編の鎌倉時代の網羅的な編年史料集)に翻刻されているが、東京大学史料編纂所の「鎌倉遺文フルテキストデータベース」を「潮江庄」で検索したところ、問題の官宣旨案は未収録のようである。ただし竹内(1980)は、『兼仲卿記』弘安六年十一月・十二月巻の裏文書16通のうち7点が弘安元～三年の文書であることを示し、「他の文書も、ほぼ弘安二～三年となろう」と述べている。

筆者には、上記の推測をこれ以上追究することはできない。この官宣旨案の地震史料としての重要性が日本史研究者にも理解され、前記の森(1991a)の復原のようなことを目指した調査がなされることを期待したい。

なお、神田(1968)が本史料を、「京都の賀茂神社に伝わった文書で土佐から提出されたものと見てよく」と述べているのは当たっていないだろう。

§5. 議論とまとめ

前節の検討にもとづき、以下の点を改めて強調したい、すなわち、康和二年の土佐の地震記事を含む官宣旨は、正文自体が1099年承德地震から少なくとも70年以上のちに書かれたものであり、我々が目にしていく案文は更にその約100年後に作られた可能性が高い。そのうえ、正文に関しても、潮江庄の海没を述べる鴨祐季の解状そのものではないし、解状だったとしても祐季は実体験者(ないし地震時の関係者)ではないことが重要である。つまり、この史料は貴重ではあるが、地震に関しては何重にも間接的である。

日本史研究では、数多くの具書案が年代を遡った史実の解明に役立っている。例えば、康永四年(1345)の「山城国下久世<シモクゼ>庄名主百姓等申状」の具書案によって「永仁の徳政令」(1297)に関する研究が格段に進歩したという[佐藤(1997)]。歴史地震研究においても、間接史料によって地震像が描出ないし増強された例が少なくない。したがって、上記の筆者の強調は偏狭と思われるかもしれない。しかし、今の場合、地震当時の複数の一級史料に記された京都の地震動や状況という別の貴重な記録が存在する(もちろんそれも批判的にみるべきだが)。史料地震学としては、この官宣旨案の内容を無批判に採用するべきではなく、関係史料を総動員した総合的な判断をするべきである。

山本・萩原(1995)も指摘したように、祐季の解状に記されていたという地震記事が架空ということは考えにくいから、11世紀末に土佐で地震時沈降が生じたのは事実だと思われる。現存の官宣旨案には何らかの原因によって「康和二年正月□四日」と書かれてしまったわけだが、そもそも鴨社の関係者自体が嘉保地震(嘉保三年十一月廿四日)と承德地震を混同してしまったということはないだろうか。社寺・国衙・朝廷の荘園管理や記録の保持の実際などから、一般にそういうことはありえないのかどうか、歴史学からの検討が望まれる。山本・萩原(1995)は、康和二年正月廿四日に潮江庄の海没が生じて同年二月廿七日に代替の津野庄が立荘されるのは早すぎる、元年の地震で翌二年二月の立荘ならばよいだろうが「同年」の字句が問題、という疑問を述べている。この点も検討されるべきだろう。

なお山本・萩原(1995)は、『千余町』は土佐地震の決まり文句で、単に広い範囲を意味する表現である」として、「人命損害のない程度の何らかの震動および津波浸水を想定するのも可能」などと述べており、南海地震に特有の高知平野他の地震時地殻沈降をまったく考えていない。実際は、684年白鳳地震で土佐国の田苑が50余万頃<ケイ><令制の1000町歩余、約12km²余>、1707年宝永地震で高知市東部が約20km²、1854年安政南海地震で同じく約10km²、1946年昭和南海地震で同じく9.3km²、沈降して冠水した(一部津波)[石橋(2014)]。11世紀末にも同様なことが生じたのだろう。

以上の議論を踏まえ、問題提起として、「1099年承德地震は南海地震ではなく、1096年嘉保地震が東海地震と南海地震を含む『南海トラフ全域破壊型』だった」という作業仮説を提出する。少なくとも一級史料に記された京都の地震動からは、承德地震は南海地震ではなさそうで、嘉保地震が南海地震を含んでいてもおかしくないのである。

1099年承德地震が南海地震ではない場合、地震後の京都の有感地震記録がないことから、畿内

の上部地殻内の中・大地震ということは考えにくい。むしろ、1952年吉野地震(M6.8, 深さ60km)のようなスラブ内地震の可能性が高いかもしれない。ただし、奈良と大阪の間で小規模な浅発地震が発生した場合、両地では老朽建物などに被害が出るのに京都では小余震の揺れを感じないということがありうるかどうかは、検討する必要がある。

なお、重要な問題として、南海地震が1096年であれ1099年であれ、この時期の確かな地震痕跡も津波堆積物も潮岬以西ではみつかっていないということがある。これに関する更なる調査が望まれる。

最終稿作成時付記: 保立道久氏が『鎌倉遺文』17巻に津野新庄関係の3点の『兼仲卿記』裏文書が載っている(12796,12915,12916)ことを教えてください。「自弘安七年十月一日至十一月卅日」巻のものだが、「データベースれきはく1」で紙背の画像を見ると、一紙に2点の奉書案(蔵人次官の意を鴨禰宜に伝達、建治三年<1277>)と2点の前・後欠書状が認められる。「書継案文」という形の申状具書と思われ、問題の官宣旨案はこの訴訟と関係する可能性がある。歴史家による研究が待たれる。

謝辞

初稿を通覧された高橋昌明氏から佐藤進一『新版 古文書学入門』を読むように薦められ、それが本稿の改善に非常に役立った。また有益なご教示も頂いた。保立道久氏からは史料の読み方を中心に貴重なご助言を頂いた。匿名査読者と西山昭仁氏からも有益なコメントを頂いた。編集担当の白石睦弥氏にはたいへんお世話になった。国立歴史民俗博物館は史料の高精細画像データを使わせてくださった。以上の方々に深く感謝いたします。

対象地震: 1096年嘉保地震と1099年承德地震

文献

藤原良章, 1985, 公家庭中の成立と奉行—中世公家訴訟制に関する基礎的考察—, 史学雑誌, 94編11号, 1-42.
保立道久, 2012, 平安時代末期の地震と龍神信仰—『方丈記』の地震記事を切り口に—, 歴史評論, 750号(2012年10月号), 66-80.
保立道久, 2015, 南海トラフ大地震と『平家物語』, 公益財団法人史学会(編)「災害・環境から戦争を読む」, 山川出版社, 125-148.
石橋克彦, 1998, 1361年正平南海地震に対応する東海地震の推定, 日本地震学会講演予稿集1998年度秋季大会, P125, <http://historical.seismology.jp/ishibashi/archive/1361Ko-a>

nTokai98.pdf

石橋克彦, 1999, 文献史料からみた東海・南海巨大地震—1. 14世紀前半までのまとめ—, 地学雑誌, 108, 399-423, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jgeography1889/108/4/108_4_399/_pdf

石橋克彦, 2002, フィリピン海スラブ沈み込みの境界条件としての東海・南海巨大地震—史料地震学による概要, 京都大学防災研究所研究集会13K-7報告書, 1-9, <http://historical.seismology.jp/ishibashi/archive/2002DPRI.pdf>

石橋克彦, 2014, 南海トラフ巨大地震—歴史・科学・社会, 岩波書店, 262pp.

石橋克彦, 2016, 1361年康安南海地震で法隆寺五重塔の九輪の上は本当に燃えたのか?, 歴史地震, 31号(印刷中).

Ishibashi, K., 2004, Status of historical seismology in Japan, *Annals of Geophysics*, 47, 339-368.

勘仲記裏文書の会, 2009, 史料研究『兼仲卿記』紙背文書 正応元年二・四・五・六月巻, 国立歴史民俗博物館研究報告, 153集, 395-416.

神田茂, 1968, 康和元年土佐における大地震, 地震2輯, 21, 142-143, https://www.jstage.jst.go.jp/article/zisin1948/21/2/21_2_142/_pdf

森茂暁, 1989, 勘仲記, 「別冊歴史読本・事典シリーズ<第4号>日本歴史『古記録』総覧(上巻)」, 新人物往来社, 160-161.

森茂暁, 1991a, 申状の世界—『兼仲卿記』紙背に見る訴訟—, 森茂暁「鎌倉時代の朝幕関係」, 思文閣出版, 419-460.

森茂暁, 1991b, 藤原兼仲の職務と紙背文書, 森茂暁「鎌倉時代の朝幕関係」, 思文閣出版, 461-483.

佐藤進一, 1997, 新版 古文書学入門, 法政大学出版局, 388pp.

下村效, 1972, 賀茂御祖社領土佐国津野荘の成立と発展, 日本歴史, 289号, 70-85.

竹内理三, 1980, 兼仲卿記裏文書(三), 鎌倉遺文, 月報18, 古文書編第18巻付録, 東京堂出版, 5-6.

宇佐美龍夫・石井寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子, 2013, 日本被害地震総覧 599-2012, 東京大学出版会, 722pp.

山本武夫・萩原尊禮, 1995, 嘉保三年(永長元年, 一〇九六)十一月二十四日と承德三年(康和元年, 一〇九九)正月二十四日の地震—東海地震と南海地震, 萩原尊禮(編著)「古地震探究—海洋地震へのアプローチ」, 東京大学出版会, 3-34.

矢田俊文, 2009, 地震と中世社会, 矢田俊文「中世の巨大地震」, 吉川弘文館, 29-49.